

山形大学有機エレクトロニクスイノベーションセンター利用細則

(平成 25 年 5 月 14 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この細則は、山形大学有機エレクトロニクスイノベーションセンター規程（以下「規程」という。）第 14 条の規定に基づき、山形大学有機エレクトロニクスイノベーションセンター（以下「センター」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の範囲)

第 2 条 センターは、規程第 2 条及び第 4 条に規定する目的及び業務を行うために利用するものとする。

(利用の資格)

第 3 条 センターを利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の職員
- (2) 民間機関等の共同研究員
- (3) センター主催事業への参加者
- (4) その他センター長が特に必要と認めた者

(利用の申請)

第 4 条 センターを利用しようとする者は、利用申請書（別紙様式 1）をセンター長に提出し、その許可を受けなければならない。

(利用の許可)

第 5 条 センター長は、前条の申請があったときは、規程第 11 条に規定するセンター会議（以下「センター会議」という。）の議に基づくことを原則として、利用の可否を決定する。

2 センター長は、センターの利用を許可したときは、利用許可書（別紙様式 2）を交付するとともに、工学部長に報告しなければならない。

(利用料金)

第 6 条 センターの利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、施設利用料又は設備利用料並びに光熱水料を支払うものとする。

2 施設利用料、設備利用料及び光熱水料並びにその徴収方法は、別表のとおりとする。

(利用の期間)

第 7 条 センターの利用を許可する期間は、5 年を限度とする。ただし、センター会議の議に基づき延長を認めることができる。

(利用期間等の変更)

第 8 条 利用者が利用期間の変更又は利用目的の変更を希望する場合は、第 4 条及び第 5 条の規定に基づき、改めてセンター長の許可を受けなければならない。

(利用の責務)

第 9 条 利用者は、申請書に記載した目的以外に利用し、又は第三者に利用させてはならない。

2 利用者は、センターの利用に関して安全確保に努めなければならない。

3 利用者は、その責に帰すべき事由により、センターの施設、設備等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(利用の取消等)

第10条 センター長は、利用者がこの細則に違反し、又はセンターの運営に支障をきたしたとき若しくはそのおそれがあると認めるときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止させることができる。

(原状回復)

第11条 利用者は、センターの利用期間が終了したとき又は前条の規定により利用許可を取り消されたときは、原則として貸与時の原状に復して返却するものとする。

(経費の負担)

第12条 明け渡し時の移転費用及び改修費用は、原則として利用者が負担するものとする。

(利用状況の報告)

第13条 センター長は、当該年度の利用実績等を翌年度の4月末までに工学部長へ報告するものとする。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、センターの利用に関する必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この細則は、平成25年5月14日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

1 この細則は、平成29年8月25日から施行する。

2 山形大学有機エレクトロニクスイノベーションセンター300mm²有機EL試作ライン設備の利用細則(平成28年9月1日制定)は、廃止する。

附 則

この細則は、平成29年9月25日から施行し、平成29年8月25日から適用する。

附 則

この細則は、平成31年4月22日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和元年10月28日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和2年11月26日から施行する。

附 則

この細則は、令和 3 年 5 月 24 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 3 年 8 月 30 日から施行し、令和 3 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 3 年 10 月 25 日から施行し、令和 3 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 4 年 2 月 28 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別表

山形大学有機エレクトロニクスイノベーションセンターセンターの利用料金等

1 施設利用料金

利用形態	利用料金等
一時利用以外	利用料金は、施設利用料と光熱水量の使用料を加えた額とする。 1)施設利用料：山形大学工学部総合教育研究棟利用に関する申合せを準用する。 2)光熱水料：山形大学有機エレクトロニクスイノベーションセンター利用に係る光熱水料に関する申し合わせによる。
一時利用	利用できる施設の範囲及び利用料金は、山形大学有機エレクトロニクスイノベーションセンター一時利用料金表による。

2 施設利用料金支払方法

一時利用以外	大学予算による振替又は国立大学法人山形大学の発行する請求書により、半期ごとに支払うものとする。
一時利用	山形大学財務会計事務取扱要領第6章第2節第3条に定めるところによる。

3 設備利用料金

【共用設備】

利用形態	利用できる設備名／利用料金	備考
学外者による一時利用	1) SEM : 4,200 円／日 2) AFM : 4,200 円／日 3) n & k : 4,200 円／日	材料費、特殊工具等は、利用者負担とする。

【光計測評価室】

利用形態	利用できる設備名／利用料金	備考
学外者による一時利用	1) 積分球（全光束測定）： 15,000 円／30 分 2) ゴニオフォトメータ（配光測定）： 25,000 円／30 分 3) 二次元輝度計（輝度分布測定）： 5,000 円／30 分	材料費、特殊工具等は、利用者負担とする。

【インクジェット開発センター】

- ・利用できる設備は、別紙「インクジェット開発センター利用設備一覧」によるものとする。
- ・設備の利用については、複数の設備を利用することができるものとする。
- ・材料費、特殊工具等は、利用者負担とする。

利用形態	利用者区分	測定者／利用料金(半日)		備考
		山形大学	企業	
学外者による一時利用	インクジェットコンソーシアム／共同研究 参画企業	50,000 円	30,000 円	測定装置教育及びデータに関するディスカッションを含む
	インクジェット研究会参画企業	80,000 円	60,000 円	
	その他企業	100,000 円	80,000 円	

※半日は、4 時間以内とする。

【フレキシブル基盤技術研究グループ】

利用できる設備名	備考
1) グローブボックス付き真空蒸着装置 Try-ELVES 010G	材料費、特殊工具等は、利用者負担とする。

○ 上記設備利用料

利用形態	利用者区分	測定者／利用料金(半日)		備考
		山形大学	企業	
学外者による一時利用	YU-FLEC／共同研究参画企業	50,000 円	30,000 円	装置操作教育及びデータに関するディスカッションを含む
	その他企業	100,000 円	80,000 円	

※半日は、4 時間以内とする。

4 設備利用料金支払方法

学外者	国立大学法人山形大学の発行する請求書により、支払うものとする。
-----	---------------------------------

別紙

「インクジェット開発センター利用設備一覧」

区分	利用できる設備名
1. インクジェット 描画・測定装置	①UVレーザーマーカ― キーエンス IZE-D7E
	②CNC画像測定装置 ニコン NEXIV VMZ-R3020
	③ゴニオフォトメーター 村上色彩技術研究所 GP-5
2. インクジェットインク 吐出評価	④高精細インク観察システム 西華デジタルイメージ
	⑤インク吐出評価装置 IJ-SCOPE, jetXpart
3. インクジェットインク 物性評価装置	⑥振動式密度計 アントンパール DMA1001
	粘 ⑦微量粘度計 RheoSense m-VROC
	度 ⑧E型粘度計 東機産業 TVE-25
	測 ⑨Laser Doppler 振動計 小野測器 LV1800
	定 ⑩レオメーター Anton Paar MCR302
	⑪高周波数レオメーター Trijet TriPAV
	⑫動的表面張力計 KRUSS BP100
4. インクジェットインク 材料評価	⑬ゼータ電位/粒径/分子量測定システム 大塚電子 ELSZ-2000ZS
	⑭分光光度計 島津製作所 UV-3600Plus
	⑮シンプルガスクロマトグラフ ジーエルサイエンス GC3220